

時の動き

関生労組への大阪地裁刑事罰を許すな！

編集長 高原 敏朗

武健一委員長への

刑事罰判決とは

2021年7月13日10時大阪地方裁判所において、関西生コン労組事件・武健一労組委員長への判決がありました。この裁判には、遠くは北海道から、全国の支援団体、労組、市民が400名以上地裁前に詰めかけ、権力と結託した使用者団体・大阪生コン共同組合の300名弱の動員を大きく凌駕し、圧倒しました。

判決は、滋賀県のフジタの工事現場に対するコンプライアンス活動事件、2017年12月のセメントステーション

ヨン等におけるストライキ事件、さらに、タイヨー生コンからの1000万円円の会館建設カンパ「恐喝」事件について行われて、タイヨー生コン事件は無罪、その他については、懲役3年・執行猶予5年・未決換算190日という不当な判決でした。

タイヨー生コン事件は無罪

この判決は、違法行為をしたものが罪を問われずに、違法行為を摘発したコンプライアンス活動を「恐喝未遂」として、労組の委員長として「予想外のこととは認められず、想定範囲

内」であるから、共謀共同正犯が成り立つという全くデタラメなものでした。しかし、2018年から組合員等延べ89人を逮捕した異様なこの事件で、予想された委員長への実刑判決を阻止し、ひとつのタイヨー生コン事件の無罪判決を勝ち取った意義は大きく、この間、全国の支援の広がり示すものであったと言えます。

タイヨー生コン事件は、会館建設のカンパとして組合に提供された1000万円を、一連の弾圧の中で、後から「恐喝」として検察がでっち上げたものでした。しかし、この難くせは退けられました。そもそも、労組や委員長



判決後の集会で訴える武健一委員長（7月13日大阪地裁前）

が1000万円をタイヨー生コンに要求したという事実も証拠も何ひとつなく、今回の無罪判決に至ったのです。

憲法28条の労働三権の空洞化

そもそも、労働者と労働組合には、

憲法で保障された労働三権があることは皆さんご承知です。団結権、団体交渉権、争議権です。今回の2017年12月のストライキに対しては、裁判長は、昨年10・8組合役員と本年3・15現場メンバーへの不当判決を踏襲し、「現場の行動は平和的説得の範囲を超えている」、「対象となった企業に組合員はおらず、労組法の使用者に当たらない正当行為としての刑事免責の対象外」等と不当判決を繰り返しました。このような判決を放置しては、憲法28条に保障された労働三権は空洞化してしまいます。

コンプライアンス活動を

脅迫行為と断罪

そして、滋賀県でのゼネコン・フジタの現場での違法行為を摘発するコンプライアンス活動については、裁判長は、「個々の態様は穏当なものであつ

たとしても、また、個々の組合員が先行する大阪高裁の星山決定によつて違法性がないと信じていたとしても、コンプライアンス活動が4カ月にも渡つて執拗に繰り返されてフジタの負担になった」、「二連の行為は脅迫に当たる」としました。ゼネコンの違法行為の摘発を「執拗に繰り返す」ことが脅迫になるのでしょうか。

先日の熱海の土砂災害は、長年、産廃の不法投棄を疑わせる違法な盛り土の放置が原因と言われています。コンプライアンス活動はやってみれば解りますが、「執拗に」行わなければ、簡単には不法行為は是正されないので、以上のような判決へのコメントを発表し、「連帯ユニオンは、不当判決を許さず、闘い続けます。これからも全国での支援の拡大を宜しくお願ひします」と述べています。全国の闘う仲間労働組合の皆さん、連帯していきましょう。（たかはら としろう）